

春日部市市民参加推進条例の一部を改正する条例

春日部市市民参加推進条例（平成２０年条例第２２号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
目次 <u>第１章 総則（第１条－第５条）</u> <u>第２章 市民参加のための手続（第６条－第14条）</u> <u>第３章 市民参加の推進（第15条－第25条）</u> <u>第４章 雑則（第26条）</u> <u>附則</u>	目次 <u>前文</u> <u>第１章 総則（第１条－第５条）</u> <u>第２章 市民参加のための手続（第６条－第14条）</u> <u>第３章 市民参加の推進（第15条－第25条）</u> <u>第４章 雑則（第26条）</u> <u>附則</u> <u>春日部市は、豊かな自然と産業に恵まれ、歴史ある文化を継承し、多くの人の力により発展してきました。今、地方自治体は、自らの選択と責任に基づきまちづくりを進めていくことが求められています。市民生活の豊かな未来のために、私たちは、春日部市を快適で魅力ある都市として、次の世代に引き継がなければなりません。</u> <u>そのために、市民一人ひとりが、豊かな知恵や経験をいかしながら、主体的にまちづくりに参加し、市の機関との信頼関係をしっかりと築き、協働によるまちづくりを進めることが重要です。</u> <u>これまでの市民参加の歴史を尊重しつつ、市民参加をより確実なものとするために、市民も市の機関も「まちづくりの主役は市民」であることの認識を高め、それぞれの立場を理解し、尊重し、情報を分かち合い、参加できる仕組みをつくることが大切です。</u> <u>まちづくりに対する参加を市民の権利として保障し、市民と市の機関との協働によるまちづくりを推進し、市民が躍動する「春日部市」を築くため、ここに、この条例を定めます。</u>

附 則

この条例は、平成２２年４月１日から施行する。